

社会福祉法人帯広保育事業協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人帯広保育事業協会の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に支給する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等に関しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

役職	勤務形態	報酬額
理事長	非常勤	月額100,000円
理事（職員を兼ねる）	常勤	支給しない
理事	非常勤	支給しない
監事	非常勤	支給しない
評議員	非常勤	支給しない

(費用弁償)

第3条 理事長を除く役員等が、在勤地内において理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会（以下「会議」という。）に出席又は監査業務に当たった場合は、費用弁償として1日5,000円を支給する。

2 理事長を除く役員等が、前項の規定による会議及び監査業務以外の日において、次の各号に掲げる法人業務を行った場合で、それが引き続き2時間を超える場合は、同項による費用弁償を支給する。

- (1) 運営会議の出席
- (2) 理事長の専決事項に関する決裁行為や施設長等が行う業務執行報告等のための出席
- (3) 各施設における保育行事等の出席
- (4) その他の役員等として行う法人業務

3 同日に、2以上の会議や監査業務等に当たった場合は、重複して支給はしない。

4 役員等が、法人業務のため在勤地以外に旅行した場合は、社会福祉法人帯広保育事業協会旅費規程に基づく旅費を支給することができる。

(兼務役員等の扱い)

第4条 職員と兼ねている役員等に対しては、前条の規定は、適用しないものとする。

(出勤簿の作成)

第5条 役員等が、第3条第2項の法人業務を行う場合は、出勤簿に押印しなければならない。

(報酬等の支払方法)

第6条 役員等に対する報酬の支払い時期は毎月25日とし、本人が指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日（その日が、さらにこれに当たる場合は、さらにその前日）に支給する。

2 役員等に対する費用弁償については、出席の都度、現金にて支払うものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。